

平成30年度採用

# 尼崎市 非常勤嘱託員募集案内

子育てコミュニティワーカー  
(コミュニティソーシャルワークの業務)

**【試験日】**

平成30年2月17日(土)

**【受付期間】**

平成30年1月15日(月)～2月15日(木)

午前8時45分から正午、午後1時から午後5時30分まで  
ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。

**受付場所及び問い合わせ先**

尼崎市 こども青少年本部事務局 こども青少年部 こども政策課  
(市役所本庁舎中館9階)

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
(06)6489-6341

**尼崎市ホームページアドレス**

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

尼崎市では、平成21年12月に「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、「子どもの人権を尊重することを基本として、子どもの育ちを地域社会全体で支える」という理念のもとに、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指しています。

この理念を実現していくために、条例第13条の「地域社会の子育て機能の向上」に関する業務に従事する嘱託員を、次のとおり募集します。

## 1 職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受験資格
子育てコミュニティワーカー (コミュニティソーシャルワークの業務)	1名	平成30年4月1日現在21歳～59歳で地域住民主体の自主的活動やネットワーク形成活動支援等に関して知識・理解を有し、かつ、平成30年2月1日現在社会福祉士の資格を有する人

注) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 尼崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試 験

- (1) 日 時 平成30年2月17日(土) 午前10時から
- (2) 場 所 尼崎市教育・障害福祉センター 3階 教育委員会室  
尼崎市三反田町1-1-1  
06-6489-6341
- (3) 持 参 品 受験票・鉛筆・消しゴム
- (4) 試験内容 筆記試験(論文) 午前10時から11時30分まで  
面接試験 午後1時から順番に実施

### 3 結果発表及び採用までの日程

(1) 結果発表

平成30年2月下旬に試験結果通知を送付する予定です。

(2) 健康診断

合格者には、平成30年2月27日(火)午前9時に、尼崎市保健所において健康診断を受診していただく予定です。

(3) 採用決定通知

平成30年3月下旬の予定です。

(4) 採用

平成30年4月1日の予定です。

### 4 受験手続、提出書類等

尼崎市こども青少年本部事務局 こども青少年部 こども政策課へ次の書類を直接持参してください。

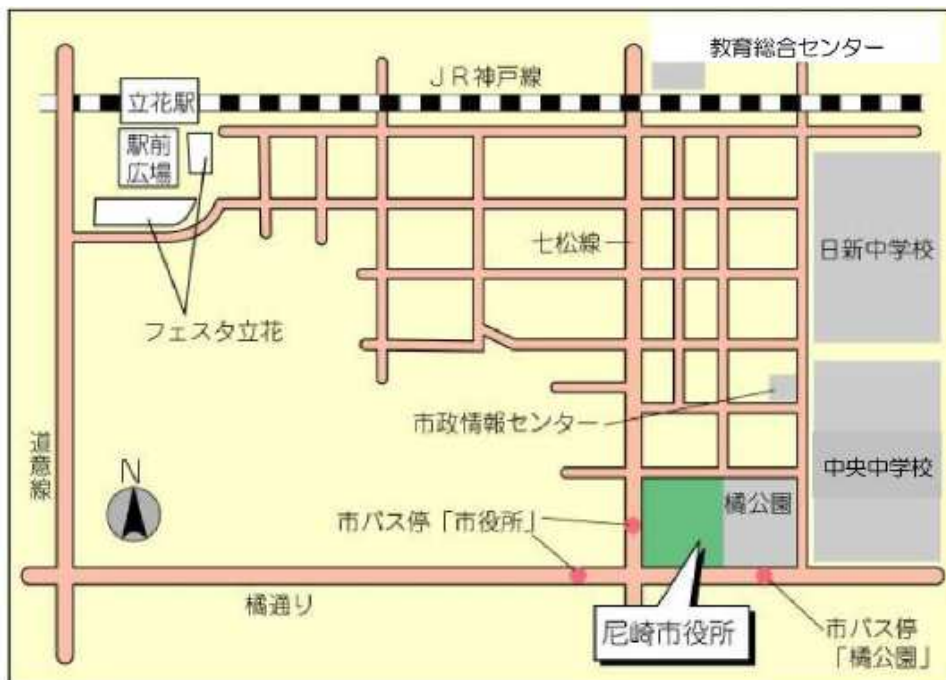
**郵送での受付は行いません。**

(1) 尼崎市非常勤嘱託員採用試験申込書(所定のもの)

(2) 社会福祉士の資格証明書の写し

**応募書類は、一切返却しません。**

#### 尼崎市役所本庁舎案内図(募集受付場所)



- JR 立花駅より南東へ約800m
- 募集受付場所は、庁舎中館9階 こども政策課

# 子育てコミュニティワーカーの業務内容及び勤務条件等

## 1 業務内容

尼崎市では、「尼崎市子どもの育ち支援条例(以下「条例」という。)」に基づく、子育てコミュニティソーシャルワークを行っています。

これは、地域住民等による子どもの育ちを支えるための主体的な取組が進むように働きかけを行うとともに、異なる地域や分野の各地域活動、社会資源等を結びつけ、地域主体でネットワークが作られ、また継続できるように、既存事業の活用等により側面から支援を行うこと等を通じて、地域社会の子育て機能の向上に資するものです。

具体的には、地域住民等を対象に下記の業務に従事します。

- (1) 子どもに関する地域課題の情報収集と見立て、その解決に向けたプランニング及びその実行
- (2) 地域の自主的活動グループ等が行う企画や運営への助言・情報提供
- (3) 新たな社会資源となり得る人材の発掘・リーダー育成支援・人材交流の促進
- (4) ワークショップ・交流会・学習会等の実施(企画・ファシリテーション業務を含む。)
- (5) 条例の内容について、地域への浸透及び地域住民の意識の向上
- (6) その他こども政策課長が指示する業務

## 2 勤務場所

こども政策課(尼崎市役所本庁舎内)を勤務場所とし、こども政策課から地域に出向き、業務を行います。

## 3 勤務日数及び時間

1週間あたり30時間で、所属長が指定する4日間を勤務します。

始業時刻は、午前9時、終業時刻は、午後5時30分。(休憩時間は正午から午後1時まで)

勤務を要しない日は、土曜日、日曜日及び平日のうち別途指定する1日。また、祝日、年末年始は、休日とします。

なお、その月内において、勤務を要しない日を他の日に振り替え、又は勤務時間の割り振りを変更することがあります。

## 4 報酬等

月額 194,000円、割増報酬(額未定)、交通費(限度額の範囲内)

報酬月額については、変更になることがあります。

## 5 委嘱期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。

次年度以降の委嘱については、勤務成績及び勤務評価により更新する場合があります。

## 6 社会保険

厚生年金保険、健康保険、雇用保険に加入

## 7 その他の条件

その他の条件については、尼崎市嘱託員取扱要綱による。